# 水道料金収益の主な内訳です！

## 水道料金は私たちの暮らしを支えています

私たちが支払っている水道料金は、水道管等の水道施設の維持管理・更新のための、貴重な財源となっています。

水道事業の平成30年度収益（収入）のうち、約86％が皆さんから納めていただいている水道料金です。

## 町の水道料金の水準は？

皆さんに納めていただいている水道料金は、水道事業会計のほとんどを賄っている収益の柱となっています。

その水道料金は下の表のとおりで、県内ではとても安価になっています。

**問合せ**　上下水道課　☎62－0728

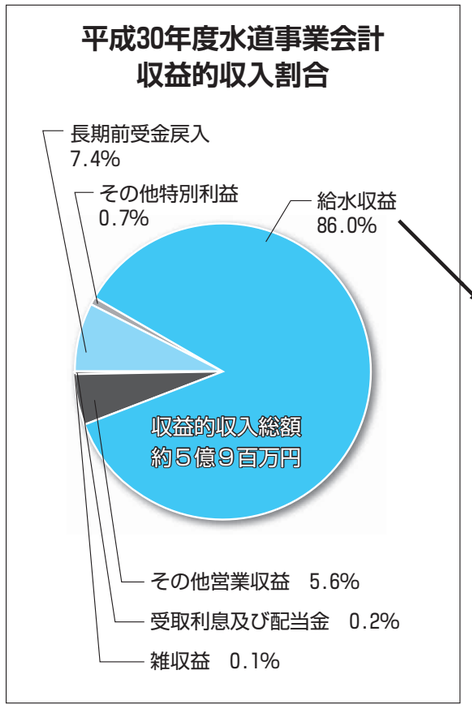


**給水収益**
**＝水道料金の水準はどうか？**

**家庭用１㎥当りの料金表**

| 料金 | | 市町村等 | |
|---|---|---|---|
| 安い | 90円以上100円未満 | 93.2円 嵐山町 | 94.5円　東松山市<br>97.6円　和光市<br>99.6円　川島町 |
| ↕ | 100円以上120円未満 | 101.0円～118.8円 | 11市６町 |
| | 120円以上140円未満 | 121.5円～139.9円 | 12市２町２企 |
| | 140円以上160円未満 | 140.4円～156.5円 | ５市４町 |
| | 160円以上180円未満 | 160.1円～175.5円 | ３市１町１企 |
| 高い | 180円以上 | 181.4円～384.8円 | １市３町 |

注１）家庭用１か月20㎥使用時の１㎥当りの料金を算出
２）消費税及び地方消費税を含む
３）「企」とは２市町以上で構成する企業団　　４）平成31年４月１日現在

## 水道工事のお申込みは指定給水装置工事事業者へ

**▼問合せ**　上下水道課　☎62－0728

水道を新しく引いたり、現在使用している水道の改造や撤去、漏水等の工事は、嵐山町指定給水装置工事事業者（以下、指定工事店）へ直接お申し込みください。なお、**指定工事店以外は水道工事を行うことができません。**万一、指定工事店以外が水道工事を行った場合は給水を停止することがありますので、ご注意ください。

また、発見が困難な地下漏水が原因による水道料金は、軽減措置が適用できる場合がありますので、指定工事店または、上下水道課管理担当までお問い合わせください。

なお、指定工事店については、町ホームページをご覧いただくか、お問い合わせください。

## 町長室だより

町民や事業者の皆様には、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に関しまして、ご理解とご協力をいただき、感謝申しあげます。

また、消毒液やマスク等のご寄附をいただきました皆様に対しましても心よりお礼申し上げます。

さて、5月20日現在、県内63市町村のうち嵐山町を含めた9町村では感染者が確認されておりません。これは、皆様に感染拡大の防止に努めていただいたお陰に他なりません。改めて感謝申し上げます。

国と県において「新しい生活様式」が示され、新型コロナウイルスとの闘いは、次のステップに移っています。ウイルスと共存しつつ、社会経済活動を行っていくには、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の取り組みを定着させることが重要です。これまでの人の考え方や価値観を変えなければなりません。町も変革が求められます。

新型コロナウイルスは完全に消滅したわけではありません。また、第2波も想定されます。町では今後も町民の皆様の安全で安心な生活を守るための取り組みを行ってまいります。





## 募集

### 会計年度任用職員（保健師）

**▼申込み・問合せ**
▽総務課（申込み）☎62－2151
▽健康いきいき課（業務内容）☎62－0716

**資格**　保健師（経験者の方歓迎）
**募集人員**　1名
**勤務**　週5日　9時～17時（土日・祝日除く）
**業務内容**
各種健（検）診業務、特定保健指導、予防接種業務等
**任用期間**
8月中～令和3年3月31日
※任用時期については要相談。延長される場合もあります。
**時給**
1、037円～（経験等により加算します。また、規定により通勤手当相当分を支給します）
**申込方法**
総務課に用意してある所定の履歴書または町ホームページからダウンロードした履歴書でお申し込みください。後日面接を行います。
**申込期限**
採用が決まり次第締め切ります。

## お知らせ

### 奨学資金貸付制度のご案内

**▼問合せ**　教育委員会事務局　☎62－0823

町では、人材育成を図ることを目的に、経済上の理由により高校、大学等への就学が困難な方に対し、無利息で奨学資金を貸し付けしています。

これは、資金を在学中に貸し付け、卒業後、計画をたてて返還していくものです。奨学資金の種類、貸付金額は次のとおりです。

**○普通奨学資金**

高校
　年額24万円以内
大学
　年額50万円以内
大学（薬学部）
　年額90万円以内
大学（医学部、歯学部）
　年額150万円以内
高等専門学校
　年額24万円以内
専修学校
　年額24万円以内

**○特別奨学資金**

入学金に充てるもので、初年度のみの貸し付けとなります。

**申込方法**

奨学資金貸与申請書等を7月31日（金）までに提出してください。

なお、返還計画等の詳細や現在返還中の方で疾病その他特別の事由のため奨学資金の返還が困難となった場合の返還猶予の制度についてはご相談ください。

### 児童に係る福祉手当等

**▼問合せ**　子育て支援課　☎62－0825

**○児童手当**

家庭等における生活の安定と、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、中学校終了前までの子どもを養育している方に支給されます。

◆次の場合でも受けることができます。
- 離婚協議中などにより別居している場合は、児童と同居している方に優先的に支給されます。
- 父母が海外に住んでいる場合は、その父母が町内で児童を養育している方を指定すればその方（父母指定者）に支給されます。
- 児童を養育している未成年後見人がいる場合は、その未成年後見人に支給されます。
- 児童が施設入所している場合や里親などに委託されている場合は、原則その施設の設置者や里親などに支給されます。

**【今月は現況届提出月です】**

現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、児童手当の要件を満たしているかどうかを確認するためのものです。提出がない場合には、6月分以降の児童手当が受けられなくなりますので、忘れずに提出してください。

現在手当を受けている方には、現況届を郵送します。お手元に届きましたら、子育て支援課まで提出してください。なお、公務員の方は、職場での手続になります。

**○児童扶養手当**

離婚、死別、遺棄などの理由で父母と生計を同じくしていないか、父母が一定の障害の状態にある児童（18歳になった年の年度末まで。ただし、一定の障害のある場合は20歳未満）の父または母または主に生計を維持している養育者に支給されます。

※平成10年3月31日以前に手当の申請をしていなかった場合は、原則として申請することができません。

**○特別児童扶養手当**

精神または身体に一定の障害がある20歳未満の児童を育てている保護者のうち、主に生計を維持している方に支給されます。

支給対象等の詳細については、お問い合わせください。